

ご契約者のみなさまへ



## 自動車共済制度改定のご案内

日頃より、当組合および自動車共済をご愛顧賜り心より御礼申し上げます。  
この度、当組合では共済期間の初日が平成 27 年 10 月 1 日以後のご契約を対象とする自動車共済制度の改定を実施いたします。  
主な改定内容を以下のとおりご案内させていただきますので、改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### 車両共済・ロードサービスに関する改定

#### 1 「ロードアシスタンス特約」の新設 自家用 8 車種に自動セット

事故、故障等により被共済自動車が行走不能となった場合の運搬費用、応急処置費用を補償する「ロードアシスタンス特約」を新設し、自家用 8 車種のすべてのご契約で、充実した新しい自動車共済ロードサービスをご利用いただけるようになります。また、JAF（一般社団法人 日本自動車連盟）との提携により、ロードサービスのご利用者が JAF 会員さまの場合には、さらに優遇サービスをご提供いたします。

#### 自動車共済ロードサービスの内容

①	<b>自家用 8 車種のすべてのご契約でご利用いただけます。</b> ●契約内容にかかわらず、レンタカー、教習車を含む自家用 8 車種のすべてのご契約でご利用いただけます。	改定前	ご利用いただける契約に条件がありました
②	<b>ロードサービスを最大 15 万円までご利用いただけます。</b> ●ご契約のお車が走行不能となった場合にレッカーけん引・搬送、応急処置のロードサービスを最大で 15 万円までご利用いただけます。	改定前	レッカーけん引は 50km まででした
③	<b>クレーン作業も対象となります。</b> ●ご契約のお車が走行不能となった場合のレッカーけん引・搬送を行うために必要なクレーン作業もロードサービスの対象となります。	改定前	クレーン作業はロードサービスの対象外でした
④	<b>JAF 会員さまの場合はさらに優遇サービスが適用されます。</b> ●ご利用者が JAF 会員さまの場合は、燃料切れ時の無料給油サービスを共済期間中 2 回までご提供いたします。また、応急処置の際の交換部品代、消耗品代を最大 7,000 円まで当組合が負担いたします。（共済期間中 1 回）	改定前	JAF 会員さま向けの優遇サービスはありませんでした

(注) 「ロードアシスタンス特約」のお支払い対象となった場合にご利用者が「自動車共済ロードサービス」のご利用を受けず、ご自身でレッカー費用および応急処置費用をご負担された場合は、15 万円を限度に共済金としてお支払いします。

※改定後の自動車共済ロードサービスは、共済期間の初日が平成 27 年 10 月 1 日以後のご契約が対象です。共済期間の初日が平成 27 年 9 月 30 日以前のご契約は改定前のロードサービスをご提供いたしますのでご注意ください。

#### 2 「事故付随費用特約」の廃止、および「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」の新設 オプション

「事故付随費用特約」に代えて、ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引・搬送された場合にご負担された宿泊費用や移動費用をお支払いする特約を新設します。  
(ご契約に車両共済がセットされていない場合にもセットすることができます。)

#### 3 「代車費用特約(実損払)」の廃止、および「事故・故障時代車費用特約」の新設 オプション

「代車費用特約(実損払)」に代えて、ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引・搬送された場合または、車両共済の対象となる事故が発生した場合にレンタカー費用をお支払いする特約を新設します。  
(ご契約に車両共済がセットされている場合にセットできます。)

#### 4 「ロードアシスタンス代車費用特約」の新設 オプション

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引・搬送された場合にレンタカー費用をお支払いする特約を新設します。  
(ご契約に車両共済がセットされていない場合にもセットすることができます。)

#### 5 「車両無過失事故に関する特則」の新設 自動セット

ご契約のお車の運転者に過失のない一方的な車同士の被害事故は、車両共済金をお支払いした場合でも、その事故がなかったものとして取り扱うように変更します。ただし、運転者および所有者に過失がなかったことを当組合が認めた場合に限りです。

#### 6 「全損時・修理時諸費用特約」の見直しにともなう「車両全損時諸費用特約」への変更

自家用 8 車種の車両共済に自動セットされる「全損時・修理時諸費用特約」について全損時諸費用共済金の上限を 40 万円から 20 万円に見直すとともに修理時諸費用共済金を廃止しました。これに伴い特約名称を「車両全損時諸費用特約」に変更します。

#### 7 「被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約」の廃止

事故・故障時代車費用特約の新設にともない「被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約」を廃止しました。

## 共済掛金に関する主な改定

### 1 一部用途車種の掛金水準の見直し

共済金のお支払い状況等を踏まえ一部の用途車種、補償種目において、共済掛金水準を見直します。  
また、あわせて特約の新設、廃止等を行うことにより、全体的な掛金改定率は0.8%の引き上げとなります。  
ご契約のお車・ご契約条件により、共済掛金が引き上げまたは引き下げになる場合があります。ご契約の際は共済契約申込書に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。

### 2 新車割引の割引率の改定

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車における新車割引率を補償種目ごとに以下のとおり見直します。

	対人賠償共済	対物賠償共済	人身傷害共済	搭乗者傷害共済	車両共済
自家用普通乗用車	10%	10%	10%	10%	6%
自家用小型乗用車	(9%)	(9%)	(9%)	(9%)	(6%)
自家用軽四輪乗用車	3%	2%	17%	17%	1%
	(8%)	(割引なし)	(20%)	(20%)	(割引なし)

( ) 内は改定前

## その他の主な改定

### 1 人身傷害共済における臨時費用の廃止

人身傷害の臨時費用（死亡15万円、3日以上入院3万円）を廃止しました。

### 2 搭乗者傷害共済における「座席ベルト装着者特別共済金」の廃止

搭乗者傷害の座席ベルト装着者特別共済金（共済金額の30%）を廃止しました。

### 3 弁護士費用特約における支払いの適正化と用語の見直し

委任する弁護士等によりその算出基準が異なっていることから、補償額（共済金支払額）の算出方法を明確化します。  
また、自動車損害賠償保障法（自賠法）第16条に基づく被害者請求その他の書類作成業務については、法律相談費用共済金の支払いにより対応するものとします。

### 4 人身傷害、搭乗者傷害、無共済車傷害および自損事故傷害における免責事由（脳疾患等）の追加

人身傷害条項、搭乗者傷害条項、無共済車傷害特約および自損事故傷害特約における免責事由として、「被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害」を自動車共済約款に明記します。

### 5 適用車種の区分の一部変更

車検証記載の車体の形状が「キャンピング車、事務室車、放送宣伝車」については、当組合で定める構造要件を満たしていない場合はベースとなっている自動車の用途車種の区分を適用していましたが、車検証記載の車体の形状による用途車種の区分を適用することとします。

### 6 三輪自動車の用途車種の区分の廃止・統合

自家用三輪自動車、営業用三輪自動車、軽三輪自動車および三輪ダンパーの用途・車種区分を廃止し、それぞれ自家用小型貨物車、営業用小型貨物車、軽四輪貨物車および小型ダンパーに統合します。

### 7 反社会的勢力の排除条項の新設

ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が反社会的勢力である場合には、当組合が共済契約を解除すること、共済金の一部または全部をお支払いしない旨を規定します。

## その他

### 自動車共済ロードサービスの委託業者を変更しました

平成27年10月1日午前0時のトラブル受付分から、自動車共済ロードサービスの提携会社を㈱プライムアシスタンス（略称：PRA）に変更します。

- このご案内は共済期間の初日が平成27年10月1日以後のご契約に対する自動車共済の改定の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容については共済代理所または当組合までおたずね下さい。
- ご契約の際には、「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」を必ずお読み下さい。



## 西日本自動車共済協同組合

本部：〒812-0007 福岡市博多区東比恵2-15-25

TEL：092-441-5901(代表) FAX：092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355

受付 午前9時～午後5時（土日祝祭日及び12/29～1/3を除く）

ホームページ <http://nishijikyo.com/>

■お問い合わせ先（共済代理所）